

# 国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規程

国立健康危機管理研究機構病原体等安全管理規程

(目的)

第1条 この規程は、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）における病原体等の安全管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 本規程及び本規定の細則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に定める感染症発生予防規程及び家畜伝染病予防法（以下「家伝法」という。）に定める家畜伝染病発生予防規程を含むものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「病原体等」とは、感染症の病原体及び毒素をいう。

2 この規程において、「安全管理」とは、病原体等への曝露及び病原体等の漏出等を予防すること並びに病原体等の紛失、盗難、濫用及び悪用等を防止することをいう。

(理事長の役割)

第3条 理事長は、機構における病原体等の安全管理に関する最終的な責任を有し、感染症法に定める特定病原体等所持者並びに家伝法に定める許可所持者及び届出所持者の職務を行う。

(事業部門の長の役割)

第4条 事業部門の長は、所掌する事業部門における病原体等の安全管理に関する事務を管理する。

2 本規定の細則に定める病原体等の安全管理に関することについては、事業部門の長が専決処理をすることができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、その内容及び性質に応じ、理事長の決裁を受けるものとする。

3 事業部門の長は、当該事業部門において感染症法に定める特定病原体等若しくは家伝法に定める家畜伝染病病原体又は届出伝染病等病原体を所持する場合には、当該事業部門における病原体等の安全管理について定めた本規程の細則の案を作成し、理事長の決裁を受けるものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。